

## 令和7年度高知県感染管理認定看護師養成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、令和7年度高知県感染管理認定看護師養成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、医療機関、社会福祉施設等の感染対策を強化するため、感染管理に必要な知識及び技術を持つ感染管理認定看護師（ICN）を県内で育成する教育機関を支援することを目的として、国立大学法人高知大学（以下「補助事業者」という。）が行う認定看護師教育課程（感染管理分野）に係る事業に対して予算の範囲内で補助するものとする。

### (補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助基本額)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した教育機関で実施される認定看護師教育課程（感染管理分野）を対象とし、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助基本額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容又は各補助対象事業に要する経費の配分の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。ただし、補助対象事業費の20パーセント以内の減額変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式による

事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、これを補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について必要があると認め、知事が指示した事項

#### （補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条第1項の規定により補助金交付申請書が提出され、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該交付の決定の内容及びこれに付した条件を当該補助事業者に書面により通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

#### （概算払）

第7条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めたときは、高知県補助金等交付規則第14条ただし書の規定に基づき概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第4号様式による事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を補助事業の完了の日から30

日を経過した日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

- 第9条 知事は、前条第1項の規定による補助事業実績報告書を受理した場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

#### (補助金の交付の決定の取消し及び返還)

- 第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。
- (1) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
  - (2) 補助事業の実施に当たって、不正な行為があると認められるとき。
  - (3) 補助事業の実施について、知事が指示した事項に従わないとき。
  - (4) 契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

#### (情報の開示)

- 第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

#### (グリーン購入)

- 第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品の調達に努めるものとする。

(遂行状況の報告)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで、第8条第3項、第9条第2項、第10条、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 4 この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助基本額
認定看護師教育課程 (感染管理分野)	左欄の補助対象事業に必要な経費  1 人件費 給料、職員手当等及び共済費  2 事業費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料並びに備品購入費	定額	19,800 千円以内

別表第2（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。